

平成 年分 国外公社債等の利子等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種別	支払金額	外国所得税の額	源泉徴収税額	支払確定又は支払年月日			
	千円	千円	千円	. .			
				. .			
				. .			
				. .			
(摘要)							
支払者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
支払の取扱者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

○個人番号又は法人番号「」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外公社債等の利子等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種別	支払金額	外国所得税の額	源泉徴収税額	支払確定又は支払年月日			
	千円	千円	千円	. .			
				. .			
				. .			
				. .			
(摘要)							
支払者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
支払の取扱者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

○個人番号又は法人番号「」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外公社債等の利子等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種別	支払金額	外国所得税の額	源泉徴収税額	支払確定又は支払年月日			
	千円	千円	千円	. .			
				. .			
				. .			
				. .			
(摘要)							
支払者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
支払の取扱者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

○個人番号又は法人番号「」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外公社債等の利子等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種別	支払金額	外国所得税の額	源泉徴収税額	支払確定又は支払年月日			
	千円	千円	千円	. .			
				. .			
				. .			
				. .			
(摘要)							
支払者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
支払の取扱者	所在地	法人番号					
	名称	(電話)					
整理欄		①	②				

○個人番号又は法人番号「」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

## 【国外公社債等の利子等の支払調書】

※ 様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この支払調書は、租税特別措置法第 3 条の 3 第 2 項に規定する国外公社債等の利子等（以下この表において「国外公社債等の利子等」という。）について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号（(7)において「法人番号」という。）を記載すること。
  - (2) 「外国証券取引口座番号」の項には、外国証券取引口座設定約諾書に基づく外国証券取引口座の番号を記載すること。
  - (3) 「種別」の項には、国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の区分（公社債にあつては、何国債、何州債、何市債、何会社債等の区分）を記載すること。この場合において、その交付する国外公社債等の利子等が租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（(3)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の国外公社債等の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること。
  - (4) 「支払金額」の項には、その年中に支払を受けるべき国外公社債等の利子等の金額を記載すること。
  - (5) 「外国所得税の額」の項には、国外公社債等の利子等の支払の際に外国において徴収された税額を記載すること。
  - (6) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
  - (7) 国外公社債等の利子等の支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該国外公社債等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。